

第4回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容

NO.	カテゴリー	Q	A
1	懇談会について	委員の発言が片寄っている。女性の発言が皆無に等しいのはどういうわけか。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
2		委員自身がこの会の問題意識が薄いのではないか。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
3		実際に市民参加の経験のある者の意見ではないように思われる。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
4		市民懇談会要綱第3 組織によると(1)~(3)の3つの立場の者から構成されているが、この立場をそれぞれの様に強調し、利用していくのかを考える必要がある。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
5	検討内容について	市民懇談会のテーマとして以下を要望する 1 わが市においても少子高齢化が進んでいると思われる。これについて。 2 道州制採用の可否 3 行政手続法について 4 介護保険について	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
6		自治基本条例について広く市民に周知する施策も検討してもらいたい。	第4回傍聴者意見として、委員に開示すると共に、事務局でも検討を進めます。
7		1つの資料は批判的に見るものである。反対や資料を基に事柄を発展させることに資料を使うべきであり、「調布市市民参加プログラム(案)」の使い方も同じである。「調布市」をどうするかを考えながら、これを行う必要がある。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
8		基本条例の形式的骨格は、基本的な事柄の種類ごとに生活活動上においてその基本的考え方を確認しやすいようになることが大切。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。

9		労働界においては安全のほかに、健康を抽出して考えているので、健康（心と体の両方）についても基調におくべきである。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
10		地域の個性は、現在地方分権化の状況において、大きく問われているものであり、調布の独自性を議論することは重要である。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
11		考慮しなくてもよい価値はない。価値は人の集合体で作上げるものである。法が制定していても、地域的活動として国などに価値の影響を与える活動を作り上げていくことは重要である。調布市としての地域的価値思考の構築。思考国会等の法形成や改正に影響を与える。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
12		住民自治で市民が協働でやるべきこと 1 行政の実現することを議論し、行政がそれを実現することを後押しすること（行政に対して直接）＝行政と市民の共同実現行動を含む。 2 上記1を行う上で、議会または議員と協調行動をとること。 3 行政が実現できないことで、実現するべきことを議論し、住民が協調しあって実現していくこと。 市民は町づくりに参画することにより、知的部分から構成し、町づくりの実現をしていくことが大切である。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
13		「しくみ」は目的を達成するためのツール（道具）である。紙を切るのはさみであると言うように、目的を達成するためにはそれに適したツール（しくみ）が必要となる。例えば、「意見表明の機会確保」と「意見の有効利用」の場合には市議会議員や、行政の担当部署担当者が参加する、自由に市民が議論できる電子メールを利用したメーリングリストを、基に実現する方法がある。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
14		調布市の個性を考えて基本条例をつくることは大切であるが、上記の（質問の）「例えば」のようなしくみを基本的なしくみとして考えていくことは重要である。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。

15		刑罰については、国のレベルにおいて、どのような内容に刑罰を課すのか、どのような内容に刑罰を課すのが望ましくないのか、その理由は何か、これを確認したうえで調布の刑罰のあり方を考えていく必要がある。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
16		法律の大学教授が「基本条例」という言葉を知らないのは「健全」といったことに驚いた。知らない人が多いことは、社会的に不健全なはず。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
17		若者に意見を聞くには、法学部だけでなく、社会学部、教育学部（社会教育）行政学専攻、教養学部の学生はしっかりと答えられる確率が高いと考える。色々な見方をする人たちから意見を聞くことが大切。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
18	市民参加プログラムについて	市が「通則」として定めた「市民参加プログラム」において、10月版では「自治基本条例の策定」という言葉が載っていたものが、11月版で抹消されたことについて、その経緯と理由は市の説明で理解できた。意図的な改竄ではないとわかった。ただ、10月に市が「話し合う会」へ説明された際に、「話し合う会」の存続を否定され、今後は一切説明会も意見交換会も行わないと一方的に宣言された。実際にその後何の説明もなかった。この間に「自治基本条例」の制定という文言が削除された。結果的に市が説明責任を果たさなかったことによる疑念であった。市は市民をもっと尊重しなければならない。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
19		「市民参加プログラム」は行政と市民が共同でつくるものなのか。行政が市民の意見に基づいてつくるものなのか。「10月版」を修正し、話し合う会との意見交換会が設けられていないことの正当性はこの点から考えていくべきである。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
20		「参加」と「参画」（住民自治の根本である）の言葉の違いを考える必要あり。市民参加プログラムについて	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。
21	アンケートについて	アンケートにおいて居住年の長いほうで基本条例が必要とする人が少なく、わからないとする人が多い理由は何か。居住年の長い人は調布をよく知っているのが重要である。	第4回傍聴者意見として、委員に開示します。このアンケートは設問が少なく、回答項目から理由を分析することは困難です。